

本ガイドマップに掲載している機関・団体は、平成29年8月1日時点において、本県で把握している機関・団体のうち、ガイドマップの掲載について同意いただいた機関・団体です。

したがって、県内のすべての支援機関等を網羅しているわけではありません。

また、本ガイドマップは、発達障害者の方やその家族に対して各支援機関等の情報を公開することを目的としており、本県が各支援機関等を推薦しているわけではありません。

掲載されている情報は、各支援機関等の自己申告に基づくものであるため、支援内容の詳細等については直接各支援機関等にお問い合わせください。

◇◆◇◆◇◆◆ ガイドマップのみかた ◆◇◆◆◆◇

* 2ページには、山梨県のライフステージに応じた支援の全体像が掲載されています。ライフステージに応じてどのような支援やサービスを受けることができるか、参考にしてください。

* 3ページ以降は目次の表です。

どの機関でどのような支援が受けられるか、概要を確認いただくことができます。

支援機関は、「1. 市町村の行政機関」、「2. 県の行政機関」、「3. 教育関係機関」、「4. 相談支援事業所等」、「5. 就労関係機関」、「6. 親の会・当事者団体」に区分し、圏域(中北、峡東、峡南、富士・東部)ごとに掲載しています。

* 24ページ以降は、各支援機関の支援等の概要について、詳細が記載されている個票が掲載されています。

目次で大まかな対象や相談内容等を確認し、詳細な情報は各機関の個票を御確認ください。

目次の一覧表の「No.」欄順にそれぞれ掲載してあります。(目次の「No.」欄の番号と個票左上の番号は突合します。)

* 発達障害に関してのお困りごとについては、最寄りの市町村担当課に御相談ください。